

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第42号

大阪市立学校職員証規則の一部改正について

大阪市立学校職員証規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

学校又は幼稚園に勤務する一般職に属する職員に対して交付している職員証の有効期間について、昨今の IC カード耐久年数の向上及び大阪市職員証規則の規定する職員証の有効期間を踏まえ、職員証の有効期間を改める必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

職員証の有効期間を交付の日の属する年度の4月1日から起算して10年とする。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 42 号

大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員証規則(平成22年大阪市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員証の有効期間)</p> <p>第5条 職員証の有効期間は、<u>交付の日の属する年度の4月1日から起算して10年</u>を経過する日までの間とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(職員証の有効期間)</p> <p>第5条 職員証の有効期間は、<u>交付の日から起算して5年</u>を経過する日までの間とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>[2 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。